

平成21年 5月11日

高槻市中心市街地活性化協議会設立趣意書

高槻商工会議所

会 頭 小 山 洋 三

高槻都市開発株式会社

代表取締役 安 場 信 夫

わがまち高槻市は、これまで京都―大阪の中間に位置するベッドタウンとして発展し、特に昭和40年代における人口急増期を経て30万都市の仲間入りを果たし、「水とみどりの生活文化都市」にふさわしい自然と都会とが調和した都市像を形成してまいりました。

また平成15年には中核市へ移行するなど、北摂地区の中心的な自治体として、これまで発展してまいりました。

中心市街地に目を移すと、JR高槻駅と阪急高槻市駅の両駅を中心とした商店街や百貨店の集積をはじめ、公共施設や高度医療機関の存在、さらに近年では住居系マンションの建設が進むなど比較的恵まれた立地環境にあり、賑わいが維持されている状況にあると言えます。

しかし、これからの10年間を考えた場合、本市を取り巻く商業環境や都市間バランスは劇的に変化していくことが予想されます。市内に目を向けると、団塊世代の大量退職による通勤人口の大幅な減少、さらには将来のまちづくりの担い手となる地元商店街の後継者問題など、様々な課題の表面化が予想されます。一方、市外に目を転じれば、JR大阪駅北ヤードの大規模開発をはじめとして、梅田周辺の百貨店増床、他市における新駅開設や都市開発事業の進捗など、近い将来、本市の中心市街地に対して大きな影響を及ぼすプロジェクトが着実に進行しています。

そうした現状への認識と危機感のもと、将来にわたって中心市街地の活力を維持・増進し、本市の「玄関口」として市民が愛着と親しみを持てるまちづくりを進めるために、改正中心市街地活性化法に基づく取組みが求められています。

国においては「まちづくり3法」が改正され、市街地の無秩序な郊外化を抑制し、コンパクトに集約したまちづくりを支援する枠組みが整えられました。また、現在高槻市では改正法に基づく新たな中心市街地活性化基本計画の策定に向けての取組みが進められているところです。

こうした背景を踏まえ、今後は中心市街地における事業者、企業、公共機関、市民団体等の多様な主体の参画を得ながら、高槻の進むべき将来像について議論を深め、創意と工夫による中心市街地の活性化を推進していくことが必要となってまいります。

このたび、高槻商工会議所と高槻都市開発株式会社は、高槻市の取組みに協調し、地域関係者との協働によるまちづくり・まちおこしを推進していくために改正中心市街地活性化法に基づく「高槻市中心市街地活性化協議会」を共同で設立することにしました。

つきましては、関係各位におかれましては本協議会の設立趣旨にご賛同賜り、積極的なご参加をお願い申し上げます。